

令和2年度子育て総合支援モデル事業（高校生進学チャレンジ支援事業・南部圏域）業務委託企画提案仕様書

企画提案書を提出する際は、子育て総合支援モデル事業（高校生進学チャレンジ支援事業）実施要綱、募集要項の他、本仕様書に基づき作成してください。

1 事業名

令和2年度子育て総合支援モデル事業（高校生進学チャレンジ支援事業・南部圏域）（以下、「本事業」という。）

2 目的

大学へ進学する希望や将来の具体的な目標を持ち、成績や生活状況は良好であるが経済的な事情により学習塾へ通うことができない者を対象に学習支援を行い、難関大学へのチャレンジを支援することで、上級学校への進学を図り、貧困の連鎖を断ち切ることを目的とする。

3 委託期間

委託契約の日から令和3年3月16日まで(予定)

4 契約する事業者数及び実施場所

- ・ 1事業者
- ・ 沖縄本島南部圏域（那覇市、浦添市、豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、西原町、与那原町、八重瀬町）

5 予算額

7,339,000円以内（消費税込み）

予算額内となるよう見積もること。

ただし、この金額は、企画提案公募のために提示した金額であり、実際の契約金額ではない。

なお、消費税及び地方消費税は10%で計上すること。（契約中に消費税が変更された場合は、契約改定を行うこととする）

6 対象生徒及び支援生徒数

実施要綱第4条に基づき、下記の者を対象生徒とし、学年は1から3年生の全学年とする。契約期間中に欠員が生じた場合は、本契約額の範囲内であれば、沖縄県と協議の上、新たに受け入れることを可能とする。

また、支援する生徒数は、10名とする。

第4条 本事業における支援の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、県

内に住所を有する者とする。

2 支援対象者は、次のアからウに掲げる要件のいずれかに該当する世帯の高校生で、且つエに該当する者とする。ただし、支援の申込みは、親等行うものとする。

ア 親等が児童扶養手当を受給していること。

イ 親等が所在市町村の条例で定める住民税非課税世帯であること。

ウ 児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき里親等に委託され、又は児童養護施設等に入所している子どもであること。

エ 高校入学時から申請時までの評定平均（5段階評定の平均）が4.0以上

3 支援対象者は、本事業の趣旨を理解し、進学に向けた具体的な目標、意欲及び能力をもち、親等と子ども双方が本事業による支援を受けること。

7 委託内容

受託者は、下記(1)から(7)に挙げるような通常提供している教育サービスを支援対象者へ実施する。なお、支援対象者への指導期間は8月から翌年3月までの8ヶ月間とする。

(1) 講義

ア 講義の実施（通常の実施している講義の受講）

・支援対象者が志望する大学の受験に必要な科目の講義の提供

イ 受講する講義に必要なテキストや教材の提供

(2) 映像授業

ア 塾で提供している映像授業の提供

イ 映像授業を視聴するための機器の利用

(3) 通常の講義以外の学習指導

ア 通常の講義の他に実施する集中講義

イ 入試に必要な科目の受験対策として面接や小論文等の個人指導

(4) 模擬試験の実施

ア 塾で実施している全国規模で実施している模擬試験の提供

(5) 進路相談

ア 必要に応じて、学習方法や支援対象者に適した入試方法等の情報提供

(6) その他学習支援

ア 自習ができる環境があればその提供

イ 通常、生徒向けに実施してる支援や指導全般

(7) 保護者に対する進学情報や通塾実績等の報告

ア 必要に応じて、受験情報や進路相談の実施

イ 出席実績や塾内での学習状況の報告

(8) 上記の実施状況等を所定様式による月報報告

(9) 生徒及び保護者へのアンケート配布

(10) 実績報告書の作成

8 実施方法

事業の実施に当たっては、次に掲げる事項を踏まえて行うこととする。

- (1) 一般の塾生と区別無く講義等の通常の教育サービスを提供すること。
- (2) 支援対象者から通塾に関する費用を徴収しないこと。
- (3) 支援対象者のうち、受験者の大学等合格率を6割以上を目標とすること。
- (4) 本事業の趣旨を踏まえ、家庭の事情による進路希望に配慮すること。
- (5) 法令等に従い、委託業務に従事する者の労務管理を行うこと。
- (6) 実績報告書（経費使用明細書を含む）は、委託業務完了後10日以内又は令和3年3月23日のいずれか早い日までに提出するものとする。

9 各経費の見積

- (1) 各経費は、税抜き表記とすること。
- (2) 授業料等は、月謝払いもしくは一括払いを明示すること。
- (3) 授業料等は、通常、一般生徒に請求している単価とすること。

10 再委託

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 学習指導、管理運営、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務
- ・ 契約の相手方を指名又は選定した理由と不可分の関係にある上記7委託内容のうち、(1)から(3)及び(5)から(10)の業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画競争公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は、上記7委託内容のうち、(4)の業務とする。

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはその限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

11 経費の支払い

- (1) 授業料等は、生徒が受講した実績を7委託内容(8)の月報において確認し、実績に応じて支払う。
- (2) 模試代は、自社で開催する模試のうち、支援対象者が実際受験した模試の料金を支払う。
- (3) 受領した委託料に余剰金が生じた場合は、これを返納しなければならない。